

2006年5月25日

各 位

会社名 **日神不動産株式会社**  
代表者の役職名 代表取締役会長 神 山 和 郎  
(コード番号: 8 8 8 1 東証第一部)  
問い合わせ先 取締役兼執行役員常務 藤 岡 重三郎  
電話番号 0 3 - 5 3 6 0 - 2 0 1 1

### 定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の(一部)変更の件」を平成18年6月27日開催予定の第32回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款一部変更の目的

- (1) 現行定款第4条(公告の方法)を電子公告に変更するものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (2) 変更案第28条(社外取締役の責任限定契約)を新設するものであります。なお、同条の新設につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号、以下「会社法」という)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。

「会社法」において定められた会社の機関を設置している旨を明確にするため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。

株主総会の招集地に関する定めが認められたことに伴い、変更案第14条(招集地)を新設するものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供が認められたことに伴い、変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会に出席できる代理人の数が、1名に制限されることを明確にするため、現行定款第15条(議決権の代理行使)を変更するものであります。

定款の定めにより取締役会における書面決議が認められることに伴い、現行定款第22条(決議)を変更するものであります。

社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約の締結が認められたことに伴い、変更案第36条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。

会計監査人の責任限定契約が認められたことに伴い、変更案第37条(会計監査人の責任限定契約)を新設するものであります。

(4) 「会社法」施行に合わせ、全般にわたり、条文の表現や用語についての所要の変更、条文の統合・整理および条数の変更等、条文の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日      平成 18 年 6 月 27 日（火曜日）

定款変更の効力発生日                      平成 18 年 6 月 27 日（火曜日）

以 上

別 紙

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (省 略)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (省 略)	第 2 条 (現行どおり)
第 3 条 (省 略)	第 3 条 (現行どおり)
(新 設)	(機関)
	第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、</u> 次の機関を置く。
	(1) <u>取締役会</u>
	(2) <u>監査役</u>
	(3) <u>監査役会</u>
	(4) <u>会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載す</u> <u>る。</u>	第 5 条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。た</u> <u>だし、事故その他やむを得ない事由によって電</u> <u>子公告による公告をすることができない場合</u> <u>は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 <u>当社の発行する株式の総数は、7,400万</u> <u>株とする。</u>	第 6 条 <u>当社の発行可能株式総数は、7,400万株</u> <u>とする。</u>
(会社の発行する株式の種類)	(削 除)
第 6 条 <u>当社の発行する株式は、普通株式とす</u> <u>る。</u>	
(新 設)	(株券の発行)
	第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこのかぎりでない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続およびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせる。</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>当社は、<u>第7条の規定にかかわらず</u>、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこのかぎりでない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 当社の発行する株式に関する手続およびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む、以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>第12条</u> （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>第13条</u> （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>第13条</u> （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">(招集地)</p> <p><u>第14条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。</u></p> <p><u>第15条</u> （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む、以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議)</p> <p><u>第14条</u> 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 当社の株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>前項の株主または代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>第16条</u> (省 略)</p> <p>(選任)</p> <p><u>第17条</u> 当社の取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数により選任する。</u></p> <p>当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第18条</u> 当社の取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 当社の株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>前項の株主または代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証明する書面</u>を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p><u>第20条</u> 当社の取締役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 当社の取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第19条</u> 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>当社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選任することができる。</p> <p><u>第20条</u> (省 略)</p> <p><u>第21条</u> (省 略)</p> <p>(決議)</p> <p><u>第22条</u> 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数の決議をもって決する。</p> <p><u>第23条</u> (省 略)</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第24条</u> 当社の取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>第25条</u> (省 略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選任することができる。</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第25条</u> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任)</p> <p><u>第26条</u> 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</u></p> <p><u>監査役および補欠者の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数により行う。</u></p> <p><u>補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p><u>補欠者は法令に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</u></p>	<p>(選任)</p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(任期)</p> <p><u>第27条</u> 当社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p><u>第31条</u> 当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第28条</u> 当社の監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p><u>第29条</u> (省 略)</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第32条</u> 当社の監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第33条</u> (現行どおり)</p>
<p>(決議)</p> <p><u>第30条</u> 当社の監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p> <p><u>第31条</u> (省 略)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>第34条</u> (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p><u>第32条</u> 当社の監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p><u>第33条</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p><u>第34条</u> 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第35条</u> 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第6章 会計監査人の責任</p> <p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第38条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第39条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(除斥期間)</p> <p><u>第36条</u> <u>当社の利益配当金および中間配当金は、</u>  支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>未払いの<u>利益配当金および中間配当金</u>には、利息をつけないものとする。</p>	<p>(除斥期間)</p> <p><u>第41条</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p>未払いの配当金には、利息をつけないものとする。</p>

以 上